

○三島市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程

令和6年3月29日

議会規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、三島市議会議員の請負の状況の公表に関する条例(令和6年三島市条例第26号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第2条 条例第2条第1項の規定による報告は、様式第1号による請負状況等報告書又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が別に定めるものにより行わなければならない。

2 条例第2条第2項の規定による訂正は、様式第2号による訂正届又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が別に定めるものにより行わなければならない。

(報告の一覧の訂正)

第3条 議長は、条例第3条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるように字体を残さなければならない。

(報告等の閲覧)

第4条 条例第4条第2項に規定する報告及び訂正の閲覧(以下「閲覧」という。)は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して15日を経過する日の翌日から、議長が指定する場所において、議長が指定する時間中にすることができる。

2 議長は、前項に規定する場所及び時間を公表しなければならない。

3 閲覧に供された文書等は、第1項に規定する場所の外に持ち出すことができない。

4 閲覧に供された文書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

5 議長は、第1項及び前2項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(報告等の写しの交付等)

第5条 条例第4条第2項の規定による写しの交付の請求は、様式第3号による写しの交付請求書又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が別に定めるものにより行わなければならない。この場合において、写しの作成に要する費用は、当該請求をした者の負担とする。

(期限等の特例)

第6条 条例第2条第1項の規定による報告をすべき期限が、三島市の休日を定める条例(平成2年三島市条例第12号)第1条第1項に規定する三島市の休日(以下「休日」という。)に当たるときは、休日の翌日をもってその期限とみなす。

2 第4条第1項の規定により閲覧をすることができる最初の日(以下「閲覧開始日」という。)が、休日に当たるときは、休日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

請負状況等報告書

年 月 日

三島市議会議長 あて

氏名

三島市に対する請負の状況等について、三島市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第2条第1項の規定により、次のとおり報告します。

| 契約締結日 | 請負の対象とする役務、物件等 | 契約金額（単価契約である場合はその旨） | 前会計年度に支払を受けた総額 |
|-------|----------------|---------------------|----------------|
| 年 月 日 | | 円 | 円 |
| 年 月 日 | | 円 | 円 |
| 年 月 日 | | 円 | 円 |
| 年 月 日 | | 円 | 円 |
| 年 月 日 | | 円 | 円 |
| 年 月 日 | | 円 | 円 |
| 年 月 日 | | 円 | 円 |

| | |
|--------------------|---|
| 前会計年度に支払を受けた総額の合計額 | 円 |
|--------------------|---|

（注） 契約金額並びに前会計年度に支払を受けた総額及びその合計額は、消費税及び地方消費税相当額を含めた額を記入すること。

様式第2号（第2条関係）

訂正届

年 月 日

三島市議会議長 へ

氏名

三島市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第2条第2項の規定により、
次のとおり届け出ます。

1 訂正箇所

2 訂正の理由

様式第 3 号（第 5 条関係）

写しの交付請求書

年 月 日

三島市議会議員 へ

住 所
(所在地)
氏 名
(名称及び代表者氏名)
電話番号

三島市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第 4 条第 2 項の規定により、
次のとおり写しの交付を請求します。

| 写しの交付を求める報告又は訂正 | 写しの交付を求める範囲 |
|-----------------|-------------|
| | |
| | |
| | |

様式第1号(第2条関係)

様式第2号(第2条関係)

様式第3号(第5条関係)